平成30年度の保険料率については、以下のとおり決定いたしました。

1.健康保険料率は現行の10.19％から0.04ポイント引き上げとなり、10.23％となります。

2.介護保険料率は現行の1.65％から0.08ポイント引き下げとなり、1.57％となります。

3.保険料率の改定時期は3月賦課分(4月納付分)からとなります。

健康保険料率は都道府県支部ごとに異なり、加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。そのため、今回福岡支部の健康保険料率が引き上げになったのに対し、維持または引き下げとなった支部もございます。

今回福岡支部の保険料率が引き上げとなった要因として大きなものは、「激変緩和率」の上昇です。

平成21年９月に都道府県単位保険料率が導入されましたが、急激な都道府県間の格差を緩和するための「激変緩和措置」が設けられています。福岡支部の保険料率は全国平均(平成24年度以降は10.00％)を超えているものの、激変緩和措置の効果により、本来必要な保険料率よりも低く抑えることができています。しかし、激変緩和率が平成29年度の5.8/10に対し、平成30年度は7.2/10と上昇し、本来必要な保険料率に近づいたことが今回の保険料率の引き上げとなった大きな要因です。

激変緩和措置は、現行の法令上、平成32年3月までに解消することとされているため、医療費の状況が改善しない限り福岡支部の保険料率は毎年上昇する可能性があります。当協会ではジェネリック医薬品の使用促進や健康診断・保健指導の受診率向上、健康経営の普及などに努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。